

参考資料：全国の光環境に関する条例

2021/7/21
塩尻星の会

2021年7月5日～8月3日でパブリックコメント受付をする「公害の防止に関する条例の一部を改正する条例案(概要)」について、参考になりそうな全国の条例をまとめたものを資料にしました。

1. 条例名(生活環境関連)

自治体	条例名	補足
長野県案	良好な生活環境の保全に関する条例	
岡山県	岡山県快適な環境の確保に関する条例	光害の定義、規制(上方光への配慮、サーチライトの禁止)、停止命令、支援、罰則を規定
佐賀県	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	サーチライト投光器の禁止、照明に対する配慮の記載のみ。罰則なし。
静岡県浜松市	浜松市音・かおり・光環境創造条例	光害の定義、規制(漏れ光への配慮、サーチライトの禁止)、命令および公表を規定
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例	光害の定義、規制(漏れ光への配慮、サーチライトの禁止)、停止命令および公表を規定
山梨県	山梨県生活環境の保全に関する条例	光害の防止努力とサーチライト禁止を規定。停止命令や罰則規定なし。
大分県	美しく快適な大分県づくり条例	光害の防止努力とサーチライト禁止、停止命令、罰金
神奈川県茅ヶ崎市	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例	サーチライト類の使用禁止、停止命令および公表を規定

参考(星空に特化した条例)：

自治体	条例名	補足
岡山県井原市(美星町)	美しい星空を守る井原市光害防止条例	1989年制定 美星天文台
東京都神津島村	神津島村の美しい星空を守る光害防止条例	2019年制定 星空保護区の認証
群馬県高山村	群馬県高山村光環境条例～美しい星空を守り伝えるために～	1998年制定 ぐんま星空憲章 (1999年) ぐんま天文台
鳥取県	鳥取県星空保全条例	2018年制定 星鳥県
熊本県山都町	熊本県山都町星空環境保全条例	2020年制定。 清和高原天文台 本条例の制定については、平成30年度の子ども議会において提案があったものです。

2.光害の定義

自治体	定義	補足
長野県案	照明器具から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下等人の活動及び動植物に悪影響が生ずること。	「星空への影響」は含まれない
岡山県	岡山県快適な環境の確保に関する条例 : 発光器具から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下、動植物への影響、天体観測への障害等人の活動及び動植物に悪影響が生ずることをいう。	「天体観測への障害」が含まれている
岡山県井原市（美星町）	美しい星空を守る井原市光害防止条例 : 空気中の分子又は塵埃が人工の照明を散乱、反射することによって発生する散乱光のため、自然の状態の星空の背景が明るくなり、星が見えにくくなることをいう。	
東京都神津島村	神津島村の美しい星空を守る光害防止条例 : 光害とは屋外照明の使用が引き起こす以下の事項を指す。 (1) 夜空が照らされることにより星が見えにくくなること。 (2) 動植物への悪影響 (3) 人間生活への支障 (4) エネルギーの浪費	
鳥取県	鳥取県星空保全条例 : 照明器具の不適切な使用又はその目的とする照射範囲から外れた光によって星空環境に悪影響を及ぼすことをいう。	
静岡県浜松市	浜松市音・かおり・光環境創造条例 : 照明器具又は光源（以下「照明器具等」という。）から発せられる光のうち、その目的とする照射範囲の外に漏れる光（以下「漏れ光」という。）又は過剰な輝きが周辺に及ぼす安眠の妨げ、天体観測への影響、道路標識、信号機等の視認性の低下等の影響のことをいう。	
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例 : 発光器具から照射される光のうちその目的とする照射対象範囲の外に漏れる光（以下「漏れ光」という。）、照らす強さ、時間等が過剰な光及び特定の照射対象物がない光により、動植物及び農作物の生息又は生育、天体観測への悪影響等が生ずることをいう。	
山梨県	山梨県生活環境の保全に関する条例 : 照明器具から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報を認知する能力の低下等人の活動及び動植物（人の生活に密接な関係のあるものに限る。）の生育に悪影響が生ずることをいう。	
大分県	美しく快適な大分県づくり条例 : 照明機器から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下、動植物への影響、天体観測への障害等人の活動及び動植物に悪影響が生ずることをいう。	

3.光害の防止

自治体	内容	補足
長野県案	何人も、屋外において照明器具を設置又は使用するときは、照射される光の量を必要最低限にすること、照射の対象の範囲の外に漏れる光をできるだけ少なくすること、照明が不要な時間帯には消灯することにより、光害が生じないように努めなければならないこととする。	具体的数値、上方光の内容はなし
岡山県	<u>岡山県快適な環境の確保に関する条例</u> ： ・屋外照明設備の設置又は更新に際しては、光害に関する法令の規定を遵守するほか、原則として、光源の上方に光が漏れることによって光害を生ずることのないよう努めなければならない。 ・防犯その他の生活上の安全性の確保を図りつつ、当該屋外照明設備からの照明を必要最小限にとどめることにより光害の防止に努めなければならない。	
鳥取県	◆ <u>鳥取県星空保全条例</u> ： ※制限はサーチライトのみで、光害の防止については以下の表記 県の実施する光害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。 ◆ <u>鳥取県星空保全条例施行規則</u> ： ※別表にて、「ガイドラインを参酌して当該地域における星空環境を阻害しないと認められる数値以下とすること。」としている	※：条例文でなくコメント
静岡県浜松市	<u>浜松市音・かおり・光環境創造条例</u> ： ・屋外において照明器具等を設置又は更新するときは、防犯性及び安全性の確保に支障のない範囲内において、漏れ光によって光害が生じることのないよう必要な措置を講じるよう努めるとともに、省エネルギー性の高い器具を設置するよう努めなければならない。 ・事業所の営業時間外に、屋外で照明器具等を使用する場合には、防犯性及び安全性の確保に支障のない範囲内において、当該照明器具等の減灯又は消灯に努めなければならない。	
熊本県	<u>熊本県生活環境の保全等に関する条例</u> ： ・屋外照明のための器具または設備の設置者は、防犯その他の屋外照明の目的を確保しつつ、当該屋外照明設備からの照明を必要最小限にとどめることにより、光害の防止に努めなければならない。 ・屋外照明のための器具又は設備の設置者は、防犯その他の屋外照明の目的を確保しつつ、当該屋外照明設備からの照明を必要最小限にとどめることにより、光害の防止に努めなければならない。 ・屋外照明設備を新たに設置又は更新する者は、漏れ光を防止することにより、光害を生ずることのないよう努めなければならない。	
山梨県	<u>山梨県生活環境の保全に関する条例</u> ： ・外において照明器具を使用するときは、安全の確保その他の照明器具の使用の目的を確保しつつ、当該照明器具から照射される光の量を必要最小限のものとし、照射の対象の範囲の外に漏れる光の量をできるだけ少ないものとし、	
大分県	<u>美しく快適な大分県づくり条例</u> ： 照明機器を使用するときは、光害に関する法令の規定を遵守するほか、周辺的生活環境への影響や周辺の動植物の生息又は生育への影響に配慮するよう努めるものとする。	

※数値規定のある条例なく、一部、環境省の「光害対策ガイドライン」を参照させている。埼玉県屋外広告物条例が参照する電光式屋外広告物設置ガイドライン内で数値の規定とガイドラインへの参照あり。

4. 星空に関する配慮等

自治体	内容	補足
長野県案	何人も、屋外において照明器具を設置又は使用するときは、良好な星空環境を保全するため、照明器具より上方に光が漏れないよう遮光する等配慮するよう努めなければならないこととする。	
鳥取県	鳥取県星空保全条例 ： 知事は、優れた星空環境を有する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における星空環境を保全することが特に必要なものを、星空保全地域として指定することができる。	
群馬県高山村	群馬県高山村光環境条例 ～美しい星空を守り伝えるために～： 村長は、天体観測のために特に人工光の抑制等を図る必要があると認められる場合には、村民及び事業者等に対し日時を示した上で照明の自粛等の協力を求めることができる。	
静岡県浜松市	浜松市音・かおり・光環境創造条例 ： 市長は、天体観測、省エネルギー化その他の理由により必要があると認めるときは、市民及び事業者に対して日時を定め、生活や事業活動に支障のない範囲内において、照明器具等の減灯又は消灯を求めることができる。	
熊本県山都町	熊本県山都町星空環境保全条例 ： 町は、天文の啓発等その他の理由により必要があると認めるときは、町民及び事業者に対して生活や事業活動に支障のない範囲内において、照明器具等の減灯又は消灯を求めることができる。	

5. 良好な星空環境の保全等のための啓発

自治体	内容	補足
長野県案	知事は、県民及び事業者が良好な星空環境を保全する必要性等について理解を深める措置を講ずることとする。	
鳥取県	鳥取県星空保全条例 ： 県は、星空環境の保全に当たっては、光害の防止が不可欠であることを踏まえ、県民等及び事業者の光害に対する理解を深めるため、教育活動及び学習活動の支援、広報啓発その他必要な措置を講ずるものとする。	
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例 ： 県は、生活環境の保全等のための施設の整備等について、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。	
熊本県山都町	熊本県山都町星空環境保全条例 ： 町は、星空環境の保全に当たっては、光害の防止が不可欠であることを踏まえ、町民及び事業者の光害に対する理解を深めるため、教育活動や広報啓発活動等、その他必要な措置を講ずるものとする。	

【参考】継続的な夜空の測定を盛り込んでいる条例：

[群馬県高山村光環境条例](#)、[美しい星空を守る井原市光害防止条例](#)、[神津島村の美しい星空を守る光害防止条例](#)

6.サーチライト等の使用の禁止

自治体	内容	補足
長野県案	屋外において又は屋外に向けて、サーチライト等(隔地の対象物を照射する機能を有する照明器具であつて、サーチライト、レーザー、投光器その他これに類するものをいう。)を自己の所有又は占有する物以外に照射することを原則として禁止することとする。(犯罪捜査、災害対応、催物等における一時的使用は適用除外とする。)	
岡山県	岡山県快適な環境の確保に関する条例 : 屋外において、サーチライト、レーザー等の投光器を、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。	
鳥取県	鳥取県星空保全条例 : 屋外で投光器又はレーザー(以下「投光器等」という。)を、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならない。	
静岡県浜松市	浜松市音・かおり・光環境創造条例 : 投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物(以下「投光器等」という。)を継続的にかつ特定の対象物を照射する目的以外の目的により使用してはならない。	スポットライトあり
熊本県	熊本県生活環境の保全等に関する条例 : 何人も、サーチライト、レーザー、スポットライト及び投光器(以下「サーチライト等」という。)を、特定の対象物を照射すること以外に使用してはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。	スポットライトあり
山梨県	山梨県生活環境の保全に関する条例 : 屋外においてサーチライト等(隔地の対象物を照射する機能を有する照明器具であつて、サーチライト、投光器その他これらに類するものをいう。)を、自己が所有し、又は占有する物に照射する方法以外の方法で使用してはならない。	

7.改善勧告及び改善命令

自治体	内容	補足
長野県案	サーチライト等の使用の禁止に違反している者に対し、期限を定めて当該違反行為の停止を勧告することができることとする。また、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて勧告に従うべきことを命ずることができることとする。	光害の防止項目についても協力要請、改善指導の内容はなし
岡山県	岡山県快適な環境の確保に関する条例 : 知事は、前条の規定に違反している者に対し、当該違反状態での投光器の使用の停止を命ずることができる。	
静岡県浜松市	浜松市音・かおり・光環境創造条例 : 市長は、事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、投光器等の使用の停止、照射方法の改善その他の必要な措置を講じるよう勧告することができる。	

8. 罰則

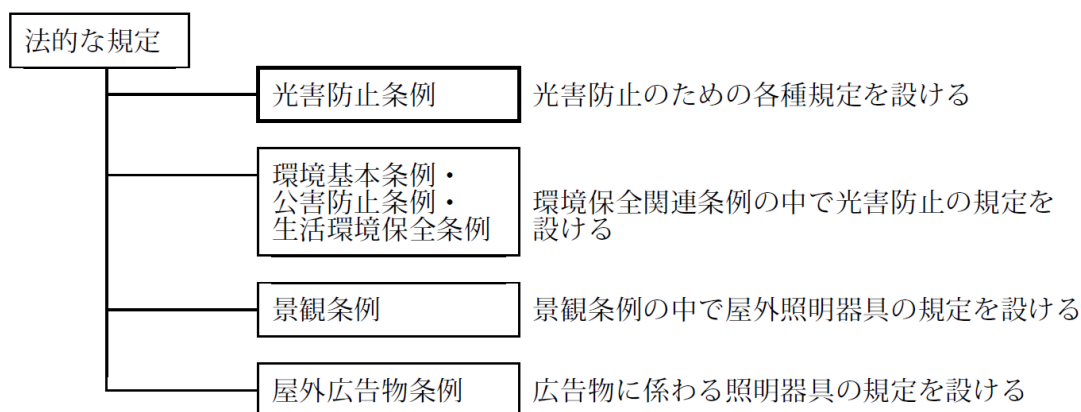
自治体	内容	補足
長野県案	上記の改善命令に従わない者に対し、過料を処すこととする。	
岡山県	<u>岡山県快適な環境の確保に関する条例</u> ： 知事は、前条の規定（※投光器の規制）に違反している者に対し、当該違反状態での投光器の使用の停止を命ずることができる。	
佐賀県	<u>佐賀県環境の保全と創造に関する条例</u> ： 知事は、前項の規定に違反している者に対し、当該違反状態での投光器の使用の停止を命ずることができる。	
静岡県浜松市	<u>浜松市音・かおり・光環境創造条例</u> ： ・市長は、事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、投光器等の使用の停止、照射方法の改善その他の必要な措置を講じるよう勧告することができる。 ・市長は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、規則で定めるところによりその事実を公表することができる。	公表規定あり

参考 1: 光害やサーチライトの規制に関する条例の種類

条例の目的や内容により、以下の種類で分類されており、今回、長野県の場合は「d) 生活環境条例」に該当しそうです。

- a) 光害防止条例
光害について特に取り上げて規定している条例。星空環境保護の位置づけが強い。
- b) 星空に関する条例
星空環境を守る条例。天文台施設や観光活用などを念頭に置いた内容。
- c) 環境条例の一部
環境保全に関する条例の一部として光害や照明の規制を盛り込む。規定内容のボリュームが異なる。
- d) 生活環境条例の一部
生活環境に関する条例の一部として光害や照明の規制を盛り込む。規定内容のボリュームが異なる。
- e) 屋外広告や景観条例の一部
屋外広告物の規制の中で照明やサーチライトを規制。看板設置などと同列の内容。
- f) サーチライトなどの個別の規制

参考：環境省発行「光害防止制度に係るガイドブック」より



参考 2: 全国の条例まとめからの考察(2021/3 時点の資料より)

全国の条例の多くは、以下のような項目を規定しており、長野県条例においても、同様な項目が記載されていることが望ましい。

項目	内容
1.目的(理念)	環境や星空の保全、景観維持、観光への活用
2.規制の内容	投光器(サーチライト)の禁止 上方漏れ光の改善、光源の波長の配慮 消灯の協力(時間消灯やタイマーおよびセンサーの利用を推進)
3.責務	行政、市民、事業者それぞれの責務
4.監視体制	審議会の設置、管理者の努力義務 広告などは事前届出
5.調査	必要に応じて
6.支援、補助	技術的支援、経費の補助 照明の改善に対し、補助金を設定している場合もある
7.改善命令	首長の権限、審議会の提言
8.罰則	管理者名と状況の公表、罰金(5万円以下)
9.啓蒙	教育活動及び学習活動